

NPOとは「民間非営利組織」のことをいいます。



国籍が異なる人たちが 共に生きやすい社会を目指して

国際交流の会とよなか(TIFA)

豊中市で開催されたボランティア講座「身近な国際交流」の修了生たちの、「講座で学んだことを活かして活動したい」という熱意により、1985年11月に発足しました。

国際交流は普段着のボランティア活動が原点との考えから、同会のメンバーと地域に住む外国人が協力しあい、国籍が異なる人たちが共に生きやすい社会の実現を目指して活動しています。また、「国際交流市民ネット」の一員として、とよなか国際交流センターを拠点に活動する他のグループと、情報交換や協力も行っています。

会員は通常、「ホストファミリーグループ」「国際協力グループ」「文化グループ」「コミュニケーショングループ」の4グループのいずれかに所属しています。

「ホストファミリーグループ」は、ホームステイやホームビジットの受入れ、生活のサポートなどをしながら身近な国際交流を進めています。「国際協力グループ」は、国内では地域に住む外国人の活動を支援し、海外では共に生きるための協力活動として、ネパールプロジェクト(ネパールの女性・子どもへの支援活動)のサポートをしています。「文化グループ」は、在日

外国人とともに、日本や世界各国の文化について楽しく交流し、実際の体験を通して互いの文化に対する理解を深めています。「コミュニケーショングループ」は、子育て中の外国人と日本人の交流を進めています。

葛西芙紗代表は「外国人向け市政案内や相談窓口、国際理解教育の講師、小学生を対象とした人との外国語学習など、長年にわたり、地域に密着した外国人支援に地道に取り組んできたことが、大きな財産です」と話しています。



国際理解教育の取り組み

特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか

〒560-0022 豊中市北桜塚4-7-17-109
TEL・FAX 06-6840-1014
<http://homepage1.nifty.com/tifa/>
E-mail tifa99@nifty.ne.jp

そうぞう

9

2003.9*No.6

知っていますか? 人権施策

—人権尊重の社会づくりのために—

大阪府部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例

—私たちみんなの力で差別のない明るい社会を築くために—

■条例制定にいたるまで

1975(昭和50)年以来、部落地名鑑(同和地区の名称、所在地、戸数及び主な職業等を記載した書籍)が売買されている事件が発覚し、大きな社会問題になりました。この事件を契機にして、部落差別につながる調査行為等をなくすべきという声が高まり、大阪府同和对策審議会は条例による法的整備の必要性を訴えました。

これを受けて、大阪府では、1985(昭和60)年3月、同和問題の解決の一助として「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定し、同年10月から施行しています。

■条例の内容

この条例は、現に同和地区に住んでいることや過去に住していたことなどを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別や、採用試験において不利な取扱をしたり、採用しないなどの就職差別等の部落差別事象の発生を防止することを直接の目的とし、また、究極の目的として「府民の基本的人権の擁護」を掲げ、人権擁護のための条例であることを明らかにしています。

■興信所・探偵事業者の遵守事項

興信所・探偵事業者の方は、その営業に関して次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと

■条例違反事件を教訓に

1998(平成10)年7月、府内の調査業者2社が、企業から依頼された応募者の調査に際して、条例に違反した部落差別調査を行っていたことが判明しました。

部落差別調査は、憲法が保障する基本的人権の重大な侵害につながるものであり、このような事件が発生したことについて、私たちは深刻かつ重大に受け止める必要があります。

大阪府においては、「公正採用・調査システム検討会議報告書」を取りまとめるなど、本事件を教訓にし、再発防止への取組みを進めています。

私たちみんなの力で部落差別調査をなくし、人権が尊重される社会を築いていきましょう。



【ホームページのアドレス】 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/kojin/index.html>

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351 (内線2319)